

公立大学法人前橋工科大学給与規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第71号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人前橋工科大学就業規則（平成25年規程第54号。以下「就業規則」という。）第29条の規定に基づき、職員の給料及び諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この規程において「職員」とは就業規則第2条第1項に定める職員をいい、「教員」とは同条第2項に定める教員をいい、「事務職員」とは同条第3項に定める事務職員をいう。

(給料及び諸手当)

第3条 給料は、就業規則第40条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 諸手当は、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表の種類及び適用範囲)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事務職給料表 別表第1 事務職員

(2) 教育職給料表 別表第2 教員

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。

(初任給及び昇格、昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給基準に従い、理事長が決定する。

2 職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第60条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては60歳）に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7 第2項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（復職時等における号給の調整）

第6条 就業規則第16条第1項第1号若しくは第3号の規定により休職にされ、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日以後において、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

（給料の支給）

第7条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、給与期間につき給料月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給定日は、別に定める。

（給料の日割計算等）

第8条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその給料額はその給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第9条 在職中死亡した者に対する給与（この規程により支給する給与）は、その遺族に支給する。この場合において、遺族の範囲及び順位は、公立大学法人前橋工科大学職員退職手当規程（平成25年規程第73号）第3条の規定を適用する。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、別に定める職にある者（以下「管理職員」という。）について、その特殊性に基づき、別に定める基準に従い支給する。

2 前項の別に定める基準に従い支給する管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

3 管理職員に対しては、第18条及び第19条の規定は、理事長の定める特別の場合を除き適用しない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げ

る事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある9級職員が9級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員及び9級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で9級職員以外のものが9級職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員及び9級職員以外のものが8級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第13条 地域手当は、前橋市における民間の賃金水準を基礎とし、前橋市における物価等を考慮して別に定めるところにより支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(別に定める職員を除く。)に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額
- (2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)を1万1,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、3万1,600円を超えない範囲内において別に定める額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、別に定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計

額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第2号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（交通機関等に係る通勤手当以外の通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第16条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第17条 職員が勤務しないときは、就業規則第42条第2項に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に定める休日（就業規則第43条第1項第2号の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、年末年始の休日（就業規則第43条第1項第2号の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又は公立大学法人前橋工科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成25年規程第59号。以下「勤務時間規程」という。）第3条に規定する時間外勤務代休時間である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第18条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間

外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第43条第1項第1号の規定により、あらかじめ就業規則第40条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する別に定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

4 勤務時間規程第3条に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1

項に規定する別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第2項に規定する別に定める割合を減じた割合

(休日勤務手当)

第19条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した職員についても同様とする。

(夜間勤務手当)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第40条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから就業規則第42条第2項に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に就業規則第40条に規定する1日当たりの勤務時間乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第22条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第18条から第20条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において、別に定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の宿日直のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、2万1,000円を超えない範囲内において、別に定める月額の職日直手当を支給する。

3 前2項の勤務は、第18条から第20条までの勤務には、含まないものとする。
(管理職員特別勤務手当)

第24条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により就業規則第42条第1項及び第2項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員(第30条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(第28条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれのその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第6項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち別に定めるもの、教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同表の適用を受ける職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第59条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上

の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。
(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前にお

ける直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあっては100分の110）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第25条第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第28条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第29条 削除

（退職者等の給与）

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、こ

れに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

- 4 職員が就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第16条第1項第3号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（休職の原因である災害が業務上又は通勤上の災害と認められる場合にあつては、100分の100）を支給することができる。
- 6 就業規則第16条第1項第3号の規定により休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 8 第26条及び第27条の規定は、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第30条第7項」と読み替えるものとする。

（給与の口座振込み）

第31条 給与は、職員の申出により口座振込みの方法によって支払うことができる。

- 2 理事長と職員の代表者が協議して定めるもののほか、口座振り込みに関し必要な事項は、別に定める。

（給与からの控除）

第32条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際その給与から控除することができる。

- (1) 職員の互助団体等の会費、掛金、積立金、返済金
- (2) 団体特別契約の各種保険料
- (3) その他理事長と職員の代表が協議して定めたもの

（委任）

第33条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、諸手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人がその身分を承継した職員（以下「承継職員」という。）の施行日における職務の級及び号給は、別に辞令を発せられない限り、その者がこの規程の施行日の前日において前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第303号。以下「条例」という。）の規定により決定されていた給料表における職務の級及び号給とする。
- 3 施行日以後の給料月額が、施行日の前日において条例の規定により決定されていた給料の額に達しないこととなる職員には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 承継職員が条例の適用を受けて前橋市職員として在職した期間は、第25条及び第28条における在職期間とみなす。

(住居手当支給の特例)

- 5 自己の所有に係る住宅に居住している職員には、第14条の規定にかかわらず平成27年3月31日まで住居手当を支給する。この場合において、住居手当の額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までは月額2,000円と、同年4月1日から平成27年3月31日までは月額1,000円とする。

(級別職務分類表の特例措置)

- 6 別表第3の規定の適用については、当分の間、別表第3の4級の項中「又は副主幹」とあるのは、「副主幹又は主査」とする。

附 則（平成26年3月31日規程第14号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日規程第27号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人前橋工科大学給与規程（以下「給与規程」という。）第28条第2項及び附則第9項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与規程（附則第4項において「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものと

した場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(細則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則 (平成27年3月26日規程第12号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日規程第4号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規程(次項及び附則第5項において「改正後の給与規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程第28条第2項及び附則第9項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 平成27年4月1日(以下この項において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 6 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整

を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間（公立大学法人前橋工科大学給与規程（以下「給与規程」という。）第4条第1項第1号の事務職給料表の適用を受ける職員にあっては、平成30年3月31日までの間）、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第6項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、平成30年3月31日までの間、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第7条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立大学法人前橋工科大学給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第4号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(細則への委任)

- 11 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則（平成28年12月6日規程第14号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第6項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人前橋工科大学給与規程（以下「給与規程」という。）第28条第2項及び附則第10項の改正規定を除く。次項において同

じ。)による改正後の給与規程(次項において「第1条改正後給与規程」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

- 3 改正後の給与規程第28条第2項及び附則第9項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与(公立大学法人前橋工科大学給与規程の一部を改正する規程(平成28年規程第4号。以下この項において「平成28年改正規程」という。))附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ第1条改正後給与規程の規定による給与(平成28年改正規程附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程(以下この項から附則第6項までの規定において「第2条改正後給与規程」という。)第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,700円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる

子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

7 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用について

は、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「8級職員」とあるのは「8级以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「8級職員が8級職員及び9級職員」とあるのは「8级以上職員が8级以上職員」と、同項第6号中「8級職員及び9級職員」とあるのは「8级以上職員」と、「が8級職員」とあるのは「が8级以上職員」とする。

（委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則（平成30年1月18日規程第5号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規程（次項及び附則第4項において「改正後の給与規程」という。）別表第1及び別表第2の規定、

第3条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規程の一部を改正する規程（附則第4項において「改正後の一部改正規程」という。）附則第5項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

- 3 改正後の給与規程第28条第2項及び附則第9項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与規程、改正後の一部改正規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規程の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人前橋工科大学給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第4号。以下この項において「平成28年改正規程」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規程の一部を改正する規程附則第5項の規定に基づいて支給された扶養手当（当該扶養手当の月額を算定の基礎とする手当を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（平成28年改正規程附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）、改正後の一部改正規程附則第5項の規定による扶養手当（当該扶養手当の月額を算定の基礎とする手当を含む。）の内払とみなす。

（細則への委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

別表第1（第4条関係）

事務職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600

38	199, 800	249, 300	290, 100	334, 900	361, 000	388, 800	432, 700	465, 000	525, 200
39	201, 100	250, 700	291, 900	336, 900	362, 400	390, 000	433, 500	465, 600	526, 000
40	202, 400	252, 200	293, 700	338, 800	363, 800	391, 100	434, 300	466, 200	526, 600
41	203, 700	253, 600	295, 300	340, 700	365, 100	392, 200	434, 900	466, 700	527, 100
42	205, 000	255, 000	297, 000	342, 600	366, 000	393, 400	435, 600	467, 200	
43	206, 300	256, 400	298, 500	344, 400	367, 100	394, 600	436, 300	467, 600	
44	207, 600	257, 700	300, 100	346, 300	368, 200	395, 700	437, 000	467, 900	
45	208, 800	258, 900	301, 700	347, 800	369, 000	396, 400	437, 800	468, 200	
46	210, 100	260, 200	303, 400	349, 200	369, 900	397, 100	438, 600		
47	211, 400	261, 600	305, 000	350, 700	370, 800	397, 800	439, 000		
48	212, 700	262, 900	306, 700	352, 200	371, 700	398, 500	439, 700		
49	213, 800	264, 100	307, 700	353, 800	372, 600	399, 100	440, 200		
50	214, 900	265, 200	309, 200	354, 600	373, 400	399, 700	440, 600		
51	215, 900	266, 500	310, 700	355, 800	374, 200	400, 200	441, 000		
52	217, 000	267, 800	312, 300	356, 800	375, 000	400, 600	441, 400		
53	218, 100	268, 800	313, 900	357, 700	375, 700	401, 000	441, 800		
54	219, 100	269, 900	315, 500	358, 800	376, 400	401, 300	442, 200		
55	220, 000	271, 200	317, 100	359, 700	377, 100	401, 600	442, 600		
56	221, 000	272, 500	318, 600	360, 800	377, 800	401, 900	442, 900		
57	221, 500	273, 500	320, 100	361, 700	378, 300	402, 200	443, 200		
58	222, 400	274, 500	321, 300	362, 400	378, 900	402, 500	443, 600		
59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800	443, 900		
60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100	444, 200		
61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500		
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700			
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000			
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300			
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600			
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900			
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200			
68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500			
69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700			
70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000			
71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300			
72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600			
73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800			
74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100			
75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400			
76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600			
77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800			
78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100			
79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400			
80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600			

81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800			
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100			
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400			
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600			
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800			
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900				
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200				
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400				
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600				
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900				
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200				
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400				
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600				
94		294,400	342,200						
95		294,800	342,700						
96		295,200	343,100						
97		295,400	343,200						
98		295,700	343,700						
99		296,100	344,100						
100		296,500	344,400						
101		296,700	344,700						
102		297,000	345,100						
103		297,400	345,500						
104		297,700	345,900						
105		297,900	346,400						
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						
108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121		302,700							
122		302,900							
123		303,200							

124		303,500							
125		303,800							

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	212,900	273,900	321,200	405,100
2	215,200	276,900	324,100	407,400
3	217,400	279,700	327,200	409,800
4	219,600	282,500	330,200	412,300
5	221,700	285,300	333,400	414,600
6	223,900	287,800	336,200	417,100
7	226,100	290,000	338,800	419,300
8	228,200	292,400	341,500	421,800
9	230,500	295,100	344,500	423,500
10	232,900	297,600	347,500	426,000
11	235,300	300,000	350,600	428,400
12	237,700	302,600	353,900	430,700
13	240,000	305,000	356,800	432,100
14	242,400	307,000	358,900	434,300
15	244,800	309,100	361,200	436,500
16	247,200	311,000	363,800	438,800
17	249,300	313,200	366,200	441,100
18	252,400	315,400	368,400	443,500
19	255,500	317,400	370,700	445,800
20	258,600	319,400	372,800	448,200
21	261,500	321,400	374,900	450,300
22	264,500	323,900	377,000	452,600
23	267,400	326,500	379,100	455,000
24	270,300	329,300	381,100	457,300
25	273,100	331,400	382,700	459,300
26	275,700	333,600	384,500	461,500
27	278,200	335,800	386,300	463,600
28	280,900	338,300	388,200	465,800
29	283,800	340,700	390,100	467,900
30	286,200	342,900	391,800	470,200
31	288,400	345,000	393,500	472,400
32	290,800	346,900	395,200	474,500

33	293,200	349,100	396,900	476,400
34	295,400	351,400	398,700	478,500
35	297,900	353,700	400,200	480,800
36	300,200	355,900	402,000	483,000
37	302,700	357,600	403,100	485,100
38	304,400	359,600	404,700	487,100
39	306,100	361,700	406,300	489,000
40	307,800	363,600	407,800	490,900
41	309,700	365,500	408,800	492,900
42	310,500	367,400	410,400	494,800
43	311,400	369,200	411,900	496,500
44	312,300	371,000	413,500	498,400
45	313,200	372,900	414,900	500,300
46	314,300	374,700	416,500	502,100
47	315,200	376,200	417,900	503,900
48	316,300	378,000	419,500	505,800
49	317,300	379,500	420,900	507,500
50	318,400	381,100	422,200	509,200
51	319,300	382,900	423,500	511,000
52	320,200	384,600	424,800	512,900
53	321,400	385,700	425,500	514,500
54	322,400	387,200	426,500	516,100
55	323,400	388,600	427,400	517,800
56	324,400	390,200	428,300	519,400
57	325,300	391,600	429,200	521,000
58	326,400	393,000	430,100	522,300
59	327,500	394,300	431,000	523,600
60	328,500	395,800	431,900	524,800
61	329,500	397,100	432,800	526,000
62	330,500	398,500	433,700	527,000
63	331,600	400,000	434,700	528,000
64	332,700	401,500	435,800	529,000
65	333,500	402,500	436,700	529,600
66	334,600	403,600	437,700	530,500
67	335,300	404,600	438,700	531,400
68	336,400	405,700	439,600	532,300
69	337,000	406,700	440,600	533,200
70	338,100	407,600	441,600	534,000

71	339,100	408,400	442,500	534,700
72	340,200	409,200	443,500	535,200
73	340,600	410,000	444,500	535,900
74	341,600	410,900	445,400	536,400
75	342,600	411,700	446,300	537,200
76	343,600	412,500	447,300	537,800
77	344,600	413,200	448,100	538,300
78	345,600	413,700	448,600	
79	346,500	414,100	449,300	
80	347,400	414,500	449,900	
81	348,400	414,800	450,700	
82	349,400	415,200	451,400	
83	350,400	415,500	451,700	
84	351,400	415,900	452,300	
85	352,000	416,200	452,700	
86	352,600	416,600	453,100	
87	353,200	417,000	453,500	
88	353,800	417,400	453,800	
89	354,400	417,700	454,100	
90	354,800	418,100		
91	355,200	418,500		
92	355,700	418,800		
93	356,200	419,100		
94	356,600	419,500		
95	357,100	419,800		
96	357,600	420,100		
97	358,200	420,400		
98	358,700	420,800		
99	359,100	421,100		
100	359,600	421,400		
101	360,000	421,700		
102	360,500	422,100		
103	360,800	422,400		
104	361,300	422,700		
105	361,800	423,000		
106	362,200			
107	362,700			
108	363,200			

109	363,600			
110	364,100			
111	364,600			
112	365,000			
113	365,400			
114	365,800			
115	366,300			
116	366,700			
117	367,100			
118	367,500			
119	368,000			
120	368,400			
121	368,700			
122	369,100			
123	369,600			
124	369,900			
125	370,300			
126	370,800			
127	371,300			
128	371,700			
129	372,100			

別表第3（第4条関係）

事務職給料表級別職務分類表

職務の級	職務分類
9級	事務局長の職務
8級	参事の職務
7級	課長の職務
6級	副参事の職務
5級	課長補佐の職務
4級	係長又は副主幹の職務
3級	主任の職務
2級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う職務
1級	定型的又は補助的業務を行う職務

別表第4（第4条関係）

教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務分類
4級	大学の教授の職務
3級	大学の准教授の職務
2級	大学の講師の職務
1級	大学の助教及び助手の職務